

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人愛媛県不動産コンサルティング協会

1 事業実施の方針

- ・空き地、空き家を流通、再生できるように管理し、街並みの整備・形成につなげる組織を作る。その目的に向けて勉強会を行う。
- ・不動産取引のトラブルや複雑な相続、税務に関する事案の対応方法やさらなるスキルアップを図るために研修をおこなう。
- ・所有者不明不動産、空き家等、農家付空き家の問題解決を進めるべく無料相談窓口を随時設置する。県内外、国内外を問わず柔軟に対応する。
- ・低未利用土地等への取り組み方を研究し発表する。実行に移し所有者に安心してもらえる組織作りを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費 の予算 額 (千円)
社会の人々に不動産コンサルティングマスター及び不動産関連有資格者、多くの知見を持った者としての専門家の立場で客観的かつ公平に不動産の取得・利用・処分・管理・事業経営についての助言・提案する講演会、相談会の開催事業	不動産に係わる研究活動をする講師を招き、講演会を開催する。情報の共有をはかり、会員や一般の視野を広げていく。	通年 随時	愛媛県県民文化会館	20名	会員及びその従業員、一般70名	612
社会の人々の財産及び環境の保全を完璧に遂行し貢献するための不動産コンサルティングマスター及び不動産関連有資格者、多くの知見を持った者としての専門知識の取得、研修及びそのための指導・研修事業	県内外を問わず不動産に係わる研究活動をされている講師を招き研修を行う。知識を高め現実問題に取り組む向上心を養う。	通年 随時	愛媛県県民文化会館	20名	会員及びその従業員、一般70名	600
緑の保全・回復による緑のまちづくり推進のためのコンサルティング	緑化活動を日常的に心がける。	通年 随時	愛媛県内	10名	愛媛県内外問わず	50
不動産に関する無料相談会の実施	相談会開催、不動産新たな活用の助言をする。	通年 随時	事務局	15名	愛媛県内外問わず	350
任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督並びに任意後見監督人、成年後見監督人、補佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督	制度の説明とサポートを行う。専門家の派遣を行う。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
地域住民の不動産及び不動産に付随した民事に係る紛争を裁判外紛争解決手続き利用の促進に関する法律（ADR法）の基本理念に則り、紛争当事者の和解のための話し合いの機会と場所を提供するとともにその支援	空き家等の問題解決のためにADR法を周知し、当法人から方法や場所を伝えていく。取り組みを相談会で随時説明する。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
定期借地権・定期借家権の研究並びに定期借地借家権の流通推進及び定借アドバイザーの養成	随時、相談窓口を設置し、すぐに対応できるように電話やメールを用意する。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
住宅・土地・不動産にかかる国の施策の周知・啓蒙を踏ることによる良いまちづくり推進の貢献	研究と研修を重ね、取得した情報を会員に報告するとともに勉強会等を行う。	通年 随時	愛媛県内	10名	愛媛県内外問わず	20
空き家問題にかかる相談及び解決事業	空き家等の相談窓口の設置、問題解決にむけて取り組む。	通年 随時	事務局	15名	愛媛県内外問わず	300
低未利用土地等の利用ニーズのマッチング・コーディネートや適正な管理の確保、また地域の再生加工手法による街並みの形成を担うランドバンク事業	低未利用土地等の問題を調査し解決の方法を見つける。調査研究の内容を公表、周知する。	通年 随時	愛媛県内	15名	愛媛県内外問わず	400
低未利用土地等の所有者から不要な不動産の譲渡の受け入れ先となる事業	当法人が低未利用土地等の購入もしくは無償引き取りをする。	通年 随時	愛媛県内	15名	愛媛県内外問わず	850

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人愛媛県不動産コンサルティング協会

1 事業実施の方針

- ・空き地、空き家を流通、再生できるように管理し、街並みの整備・形成につなげる組織を作る。その目的に向けて勉強会を行う。
- ・不動産取引のトラブルや複雑な相続、税務に関する事案の対応方法やさらなるスキルアップを図るために研修をおこなう。
- ・所有者不明不動産、空き家等、農家付空き家の問題解決を進めるべく無料相談窓口を随時設置する。県内外、国内外を問わず柔軟に対応する。
- ・低未利用土地等への取り組み方を研究し発表する。実行に移し所有者に安心してもらえる組織作りを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数	事業費 の予算 額 (千円)
社会の人々に不動産コンサルティングマスター及び不動産関連有資格者、多くの知見を持った者としての専門家の立場で客観的かつ公平に不動産の取得・利用・処分・管理・事業経営についての助言・提案する講演会、相談会の開催事業	不動産に係わる研究活動をする講師を招き、講演会を開催する。情報の共有をはかり、会員や一般の視野を広げていく。	通年 随時	愛媛県県民文化会館	20名	会員及びその従業員、一般70名	600
社会の人々の財産及び環境の保全を完璧に遂行し貢献するための不動産コンサルティングマスター及び不動産関連有資格者、多くの知見を持った者としての専門知識の取得、研修及びそのための指導・研修事業	県内外を問わず不動産に係わる研究活動をされている講師を招き研修を行う。知識を高め現実問題に取り組む向上心を養う。	通年 随時	愛媛県県民文化会館	20名	会員及びその従業員、一般70名	600
緑の保全・回復による緑のまちづくり推進のためのコンサルティング	緑化活動を日常的に心がける。	通年 随時	愛媛県内	10名	愛媛県内外問わず	50
不動産に関する無料相談会の実施	相談会開催、不動産新たな活用の助言をする。	通年 随時	事務局	15名	愛媛県内外問わず	350
任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督並びに任意後見監督人、成年後見監督人、補佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督	制度の説明とサポートを行う。専門家の派遣を行う。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
地域住民の不動産及び不動産に付随した民事に係る紛争を裁判外紛争解決手続き利用の促進に関する法律（ADR法）の基本理念に則り、紛争当事者の和解のための話し合いの機会と場所を提供するとともにその支援	空き家等の問題解決のためにADR法を周知し、当法人から方法や場所を伝えていく。取り組みを相談会で随時説明する。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
定期借地権・定期借家権の研究並びに定期借地借家権の流通推進及び定借アドバイザーの養成	随時、相談窓口を設置し、すぐに対応できるように電話やメールを用意する。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	10
住宅・土地・不動産にかかる国の施策の周知・啓蒙を踏ることによる良いまちづくり推進の貢献	研究と研修を重ね、取得した情報を会員に報告するとともに勉強会等を行う。	通年 随時	愛媛県内	10名	愛媛県内外問わず	20
空き家問題にかかる相談及び解決事業	空き家等の相談窓口の設置、問題解決にむけて取り組む。	通年 随時	事務局	15名	愛媛県内外問わず	300
低未利用土地等の利用ニーズのマッチング・コーディネートや適正な管理の確保、また地域の再生加工手法による街並みの形成を担うランドバンク事業	低未利用土地等の問題を調査し解決の方法を見つける。調査研究の内容を公表、周知する。	通年 随時	愛媛県内	15名	愛媛県内外問わず	400
低未利用土地等の所有者から不要な不動産の譲渡の受け入れ先となる事業	当法人が低未利用土地等の購入もしくは無償引き取りをする。	通年 随時	愛媛県内	5名	愛媛県内外問わず	250